

令和7年3月6日

賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項から第7項 (インフレスライド条項)の適用工事について

国は、令和6年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という)を決定・公表しました。

「公共工事の品質確保に促進に関する法律」(平成17年法律第18号)においては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう市場実態等を的確に反映して適性に予定価格を設定することが発注者の責務とされております。

板橋区は、この趣旨を踏まえ、一定の既成工事についても、契約書にインフレスライド条項が規定された工事で、かつ「賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項から第7項までの規定(インフレスライド条項)の運用基準(以下、運用基準という。)」における基準日時点での残工期が原則2月以上ある工事を対象に、工事請負契約書第24条第6項から第7項(インフレスライド条項)の規定を昨年に引き続き適用できることとし、令和7年3月1日から別紙の運用基準のとおり運用することとしましたので、お知らせいたします。

受注者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、契約金額が変更された場合は、下請け企業との間で締結している請負金額の見直し等を行い、公共工事設計労務単価の上昇を踏まえた技能労働者の賃金や法定福利費相当額(事業者負担及び労働者負担)を適切に含んだ額での下請け契約がなされるよう、より一層の徹底をお願いします。

問い合わせ
契約管財課契約係
03-3579-2083